

西大學生報

第四百三十三號

昭和十一年十月

目次

取引所の賣買に就て……………	原田鹿太郎 (一)
南洋群島の社會構造と其統制……	大山彦一 (五)
續浪華儒林傳(四)「一井鳳梧」……	石濱純太郎 (一〇)
スペインを憶ふ……………	レウノスケ・ナカムラ (三)
學内報……………	(四)
專門部第一部第一次試験—大學祭報告—	
臨時協議員會—千里山學友會開館式—	
かくほう抄—高文可各科筆記合格者	
校友……………	(五)
大連支部 K.O.C.A 研究部—勳靜移動—	
—改姓名—	
關大スポーツ……………	(六)
學生……………	(三)
學報俳壇……………	(三)

法學博士 佐々 穆 著

改正商法案解義

四六判上製
紙數二九〇頁
定價 壹圓貳拾錢
送料 拾四錢

新刊

本法案に關する註釋書は今日既に若干江湖に散見する、併し、それは發行の速きを尙びし爲、遺憾の點夥しとせない。
本書は改正部分をゴシック活字を以て示し、之に註解を試みたるもの。その註解は、著者一流の洗練せられたる筆になることゝて、簡潔明快、改正の要旨は掌を指すが如くである。而して、著者の斯法に於ける造詣に抵つては、今更暇々を須ゐない。本書は實に此の著者によりて重きを爲すものである。實際家は勿論學者も必讀すべき書。

大阪商工會議所調査課 法學士 木坂恒一 編

産業統制關法規全集

四六判上製
紙數三八〇頁
定價 壹圓五拾錢
送料 拾四錢

新刊

本書は、近時我が國に於て産業統制問題が盛んに論議せらるゝに當り、其の研究に便ならしむる爲、産業統制に關する主要なる現行法規を蒐集し、特に第六十九特別議會（昭和十一年五月）に於て通過せる産業統制に關する法規の制定及改正は全部掲載してある。
今日産業統制に關する著作は饒多なりと雖も、未だ之に關する法規を經めたるものを見ず、本書は、その研究家には固より、凡そ斯問題に關心を有する者にとりて、當に待望の書といふべきである。

日本大學教授 辯護士、法學士 野崎隆幸 著

保險契約法論

菊判上製
紙數四八〇頁
定價 參圓五拾錢
送料 貳拾貳錢

新刊

本書は保險の本質に關する著者独自の見解より出發し、新時代精神に立脚して保險法の理論を闡明し、進んで各種保險の約款を解説して餘すところがない。之、從來の著書が單に保險法の法理を抽象的概括的に説明するに過ぎざるときは、大に其の選を異にするところである。故に本書を精くときは、保險契約の原理が如何に保險契約に適用せられつゝありや、保險契約の自主的安定策につき、現實に即したる理論的知識を修得することを得る理である。随つて本書は、獨り専門家必讀の書たるのみならず、一般世人にとりても亦一讀の要ある好著である。

法律、經濟
商業書類
目錄進呈

大阪北區 振替大阪三一八九七二番
梅田新道 電話北一六五三・五七五番
東京豐河台 振替東京八一二二三八番
中央大學前 電話神田二二二二八番



株式會社

大同書院

取引所の賣買に就て

——特に民商事賣買との關係に於て——

講師 原田 鹿太郎

緒言

一、交換と賣買 人類の經濟生活は、交換經濟の時代に至り自己の餘剩產品を代償として、自己の有せざる他人の各種產品を調達するに至つたのである。即ち物々交換こそ當時の取引の本流であつたのである。然るに更に進んで貨幣經濟の時代に至るや、人類は他人より調達する物資の代償として金錢を支拂ふに至つたのである。蓋し金錢は個々の物品以上に價格測定の尺度として便宜であるからである。即ち茲に於て取引の眞髓に於ては何等異ならぬのであるが法律上の概念としては全く異つたところの賣買と交換と云ふ二つの型が生ずるに至つたのである。而して賣買は右の如く貨幣制度の利用に依り益々便宜、迅速、確實に行はれるに至つたので、商事取引は固より民事取引に於ても一般に盛んに行はるゝに至り、往時盛んに行はれた交換は漸次取引界より影を潜め、今日に於ては僅かに民法の規定（五八六條）に昔の名残をとゞむるに過ぎぬのである。

二、商事賣買と民事賣買

次に斯の如き賣買に關する規定は、今日大部分民法中（第五五五條乃至第五八五條）に存し、商法中には僅かに數個條の條文が存するのみである（第二八六條乃至第二九〇條）。商行爲中の根幹なる賣買に關する規定が、商法中に僅かに數個條にとゞむるに過ぎざるは、聊か奇異の感に打たれるのであるが、それは賣買に關する規定が概ね任意規定であつて、特約を妨

げざるが故、賣買契約の複雑なる種々相は斯る特約に顯現して居ることは別論として、規定の存する限りに於ても、嘗ては商事賣買（商人間の賣買）のみに關する規定が所謂民法の商化に依り民事賣買の規定ともなり、商事賣買と民事賣買とは其の適用法則を著しく異にせざるに至つたが爲めである。固より今日に於ても尙若干の特則を必要とするが故に、商法中に商事賣買のみに適用せられる規定が存すること前述の通りであるが其他に就ては凡て民事賣買に關する規定が適用せられるのである。只商事賣買の本質に關しては、商法之を明定する必要があるが故に商法第二六三條第一號及第二號に於て之を定めて居るのである。以上民商法に亘る賣買に關する規定の解説は通常の商法の書物に掲げられて居るから、茲には之を省略する。只以上の規定を以てしては所謂商事賣買の特色は十分判明せぬのであつて、商事賣買に關する各種の營業約款其他商慣習を研究するの必要は此點に存するのである。

三、取引所に於ける賣買と商事賣買

更に此の商事賣買と取引所に於ける賣買（商二六三條三號）との關係を述べれば、元來取引所に於ける賣買と雖其の本質は商事賣買と何等異ならぬことは以下説明するが如くである。只商法が第二六三條第一號及第二號の外に特に第三號として此の行爲を掲げたのは取引所取引員の爲す賣買は取引員相互間に爲す賣買であるが、其の經濟的利害は委託者に歸屬し、取引員は問屋として委託者の爲めに其の事務を處理するに過ぎぬから其取引員が自己の爲めに賣買を爲す場合であつても、常に商行爲たることを明かにする意味である（小町谷博士新法學全集所載商行爲法第一八頁參照）。然るに此の本質を商事賣買と同じうする取引所の賣買に適用すべき法則に付ては、法は民商法の賣買に關する規定を適用せず、全然特別な規定を設けて居るのである。即ち取引所法（明治一六年三月四日法律第五號、其後明治三二年、大正一一年、昭和四年に改正があつた）、取引所令（大正一一年七月三十一日勅令第三五三號）、取引所

法施行規則（大正三年六月二十九日農商務省令第十六號）中に散在する取引所賣買取引に關する規定之である。尙右以外各取引所は商工大臣の認可を受くべき業務規定（令一七條）を以て取引の方法の細則を定むることを得べく、又會員又は取引員も同じく商工大臣の認可を受けて受託契約準則を定むることが出来る様になつて居るから此等の資料を通じて取引所に於ける賣買取引の詳細を知り得るのである。本論文の目的は即ち斯る取引所賣買取引に關する規定を特に民商法中賣買に關する規定との比較に於て説明し取引所に於ける賣買取引の特色を説明せんとするのである。或は此の民商法の賣買に關する規定を排除せる特殊の取引所賣買に關する規定を、殊更民商法の規定と比較研究するの要ありやに關し疑を抱かれるかも知れぬが、私は取引所賣買に關する規定が民商法の規定の特別法たることの外に實は此等の規定の中に最も技術化せる商事賣買の極致が潜んで居るのであつて此等の規定より商事賣買の實體を見直すことも必ずしも徒爾でないと思ふのである。

第一章 取引所に於ける賣買の特色

取引所に於ける賣買取引の規定を民商法の賣買の規定との關係に於て説明すれば凡そ左の如くである。

（一）賣買の場所に關する制限

取引所に於ける取引は、取引所なる市場設備に於て之を爲すことを要し、其以外の場所に於ては、之を爲すことを得ない。右に違反する行爲は公序良俗に反し無効である（法二五條、二六條ノ二、三三條ノ五、大七、一〇、二三、大判）。之に反し民商法上の賣買には、斯る場所的制限がない。賣買當事者の營業所又は住所たると、其他の場所たるとを問はない。

（二）賣買當事者の資格に關する制限

取引所に於て賣買取引を爲し得る者は取引所の會員又取引員に限り、（法六條）一般人は賣買當事者たるの資格がない。之れ市場取引の安全を保護する必要からであつて、取引員たる者が政府の免許を要する（法一〇條）も亦之が爲である。民事賣買に於ては權利能力、行爲能力等一般當事者能力を要するの外、他に何等の資格を必要とせぬ。商事賣買に於ては當事者雙方が商人の資格を要するのみで他に右の如き制限はない。

（三）取引時間に關する制限

取引所は毎日一定の時に於て開市し（令六條）、此の時間に限り賣買取引を爲し得るのである。民商法上は取引時間に制限なく、日曜、祭日等にも關係はない（商店法に就ては岩波、法律學辭典第二卷一三三六頁北岡氏稿參照）。尙商法第二八三條は債務の履行又は其の請求に付制限規定を設けてゐるが、賣買取引自體を制限するものではない。

（四）賣買の目的物に關する制限

取引所に於ける賣買取引は、其の目的物に關し制限がある。即ち取引の目的は市場性ある商品又は有價證券に限られてゐる。蓋し取引所に於ては、最も迅速に大量取引を爲すを目的としてゐるから、取引の目的物も之に適應するものでなければならぬ。民法上は財産權である以上、他に何等の制限はない。從て動産、不動産、有價證券は勿論、特許權、意匠權、商標權等の無體財産權と雖、賣買の目的物たり得る。又商法上は民法程廣くはないが、動産、不動産及有價證券一般に及んで居る（商二六三條一號二號）

（五）賣買取引の種類

取引所に於ける賣買取引には二種類がある。一は實物市場に於ける賣買取引であり、他は清算市場に於ける賣買取引である（令九條）。前者の場合は、買主は財産權移轉の義務を負担し、賣主は代金支拂義務を負ふものなること民法上の賣買

と何等異なるところはない。後者の場合は反對賣買を相殺し單に差金の授受に依り取引の決済を爲し、實物の受渡を爲さない(令一〇條)。之が方法は所謂轉賣買戻である。即ち轉賣とは前に買付したるものを更に賣付けることであり、買戻とは前に賣付けたるものを更に買付けることであつて、丁度前に爲したる賣買契約と同一の内容を有する契約を反對に爲すわけである。法律上より觀れば、新たな賣買契約に外ならぬのであるが、既に爲されたる賣買取引の履行を爲さずして、之を決済する方法として更に賣買契約の締結を爲し以て履行の手段に供するのである。之を清算市場に於ける相殺勘定と謂ふのであるが、勿論民法上の相殺(民五〇五條)と一致するものではない。

斯の如く清算取引は結局損益計算に依る決済であつて、現實の履行でないから賣買の本質たる財産權移轉と之が對價たる代金の支拂と謂ふ基本觀念を缺いてゐるやにも考へられるのであるが、此の場合に於ても觀念上は履行を全然度外視してゐるものではない。只實際上損益計算に依る決済方法が多く行はれると謂ふに過ぎない。故に民法賣買の有價契約の本性を發揮する機會尠く從て民法と疏遠になるとの見解も必ずしも當らずとは謂へぬのであるが、又反對に却て民法上の賣買の基本觀念を迅速且つ機敏に應用し居るとも謂ひ得るのである。

尙取引所取引に於ては民法上の賣買の雙務契約の本性も妥當せざるが如くである。何となれば、雙務契約本來の効果は同時履行の抗辯(民五三三條)であるが取引所の賣買に於ては其の履行に付ては取引所自體が責任を持つから(法十二條)斯の問題の發生する餘地がないのである。

(六)期限付賣買

取引所に於ける賣買取引に關しては、即時履行のものと期限付のものがある。有價證券の清算取引に於ては短期と長期との二種類があつて、前者は七日以内の期限となし、一箇月以内繰延を爲し得べく(令一一條)、後者は三箇月を期

限とするものであつて(法一八條)、總て期限付賣買に外ならぬ。故に當事者の一方が期限に其の履行を爲さざるときは、商法第二八七條に依り、確定期賣買として契約を解除したるものと看做される。從て民法の原則に依り履行催告たる附遲滯(民五四一條)を要せざるは勿論、解除の意思表示をも爲すを要せぬ譯である(民五四〇、五四二條)。又民法の原則に依れば、契約解除の效力は各當事者が其相手方を原狀に復せしむる義務を負ふものであるが(民五四五條)、取引所の賣買に於ては取引所の定款又は業務規程に據る強制手仕舞として將來に向つて賣買の效力を消滅せしめる。即ち手仕舞を爲したる當日の相場に依り其の損益を清算決済するのである。之れは取引員相互間の賣買の效力を決する手續であるが、取引員と委託者との間に於ても、受託契約準則中の同趣旨の規定に據り同様の處置に出づるものとする(例へば神戸取引所準則第二四條參照)。

(七)帳簿へ登録せらるゝことを要件とする

取引所に於ける賣買取引は、其の取引所の帳簿に登録することに依り其の效力を生ずる。之れ民法に於て單に賣買當事者の意思の合致のみを要件とせると異なるところである。蓋し取引所に於ては其の取引の安全を保護する爲め、斯る登録主義を採用し、當事者の一方が其の賣買の履行を爲さざるときは、取引所之が責に任ずるものとせること前述の通りである。

(八)手附の交付に依り解除權の留保を爲し得ぬこと

取引所に於ける賣買取引に付ては、民法第五七條に於けるが如き、手附の交付に依る賣買契約の解除權を留保するを得ない。通常の賣買取引に於ては賣買代金の一割乃至二割に相當する金額を買主が手附として賣主に交付し置き、若し買主に於て賣買の目的物の引取を欲せざるときは、既に交付し置きたる手附を抛棄し、賣買契約を解除し得べく又賣主に於て其の引渡を拒絕せんとせば、既に受取りたる手附を返還すると同時に、同額の金額を提供し以て賣買を解除し得るもの

である。取引所に於ても定款に依り賣買取引に付證據金を納めしめることが出来るが(法二〇條)、取引員は此の證據金の抛棄に依り賣買の解除を爲し得るのではない。何となれば、通常の賣買の如く解除の代償を手附金の限度に止むるときは相場の高低激甚なるとき證據金を以て之を補償し得ざる場合は、取引所は之が爲め莫大なる損害を負担する結果となるのみならず(法二二條)、解約者續出し、取引市場を攪亂するに至るからである。

第二章 取引員と委託者との關係

取引所に於ける賣買取引は前述の如く取引所の會員又は取引員のみが之を爲し得るものであつて、一般公衆は賣買當事者たるの資格を有せない。只斯る取引員を通じて賣買取引を爲し得るのみである。取引員が斯る一般公衆の委託を受けて取引所に於て賣買取引を爲すのは、自己の名に於て委託者の爲めに之を爲すものであるから、取引員は問屋の關係にあるものと謂ふことが出来る(法一二條、商三三條)。從て取引員と委託者との關係に付ては別段の規定なき限り、商法問屋に關する規定が適用せられるのであるが、實際上は各取引員が商工大臣の認可を受けて定むる(規則一五條)受託契約準則に依り専ら規律せられて居る。此の受託契約準則の有效性其他一般問屋對委託者との法律關係に付ては其の説明を商法の書物に譲り、茲には只斯る準則の内容を若干紹介することとする。而して筆者の便宜上神戸取引所々屬取引員の受託契約準則を引用するか、其他の取引所に於ても大體同様であると考へて差支ない。

(一)取引上の權利義務讓渡禁止の特約

「委託者及取引員ハ其相手方ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ委託契約ニ依リ生シタル又ハ生スルコトアルヘキ一切ノ權利及義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス」(二條)とある。之れは債權讓渡自由の原則を制限した規定であつて、民法第四六六條第二項の規定に依り有效と解せねばならぬ。此種の規程は銀行の預金契約にも見受けらるが、取引員が之を禁じたのは、此種の權利義務が取立業者の手に渡ることを好まざる結果と想像する。尙序でながら辯護士も係争權利を讓受けることを得ないことになつて居る(法一五條、新法二五條)、之は當事者の利益と謂ふよりは、辯

護士自身の職務の公平を期する趣旨である。

(二)裁判管轄に關する合意

「委託者ト取引員トノ間ニ於ケル取引ニ關スル一切ノ訴訟ハ神戸市ヲ管理スル司法裁判所ニ依ルヘキモノトス」(第三條)とある。之は保險會社が當該會社關係の訴訟事件を一切本店所在地を管轄する裁判所となし、從て被保險者が僅かの保險金の支拂請求をも本店所在地の裁判所に提起せねばならぬので非常に不便を感じると同様、適當なる規定とは考へられぬ。

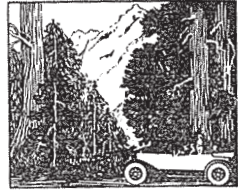
(三)證據金代用證券の自由處分の特約

「取引員カ委託者ヨリ代用有價證券ノ差入ヲ受ケタル場合ニ於テ其證券ヲ返還スヘキトキハ單ニ同一銘柄ノ證券ヲ以テ返還スルコトニ付委託者ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス」(二〇條三項)とある。之は委託者が差入れた賣買證據金に代るべき代用有價證券は記名式のときと雖處分承諾書並白紙委任狀を添付し、取引員に交付することとし、取引員は之を自由に處分することが出来る旨の規定である。從て取引員が失敗し證據金又は代用證券の返還を受くること能はざるとき、委託者が刑事上の告訴を爲すも取引員は其の責任を免脱せらるゝものである。本規定は商法第三一四條第二項の特則とも謂へる。

(四)「市場ノ立會停止中ニ於テ賣買ニ關係アル取引員總員ノ合意ニ依リ賣買取引ノ終了ヲナス場合ハ委託者ハ其委託玉ヲ決済スルコトニ付豫メ之ニ同意シタルモノトシ其決済及決済値段ニ付キ異議ヲ述フルコトヲ得ス」(二三條)とある。

之は所謂解合の有效なることを定めた特約である。即ち事變其他經濟上の變動に際し市場に異變を生じ、取引所が長期に亘り閉場したる後再び開市した如き場合に於て既に爲された賣買取引を解消するに非ざれば取引員に對し不測の損害を與へ財産上の破滅を來す虞あるときは、委託者の承諾を得ずして、過去の一切の取引を解消し得る方法を講じて居るのである。尙最近は判例に於ても解合の效力を認めるに至つた(昭和四年三月二日大判)。

追記 本文の起草にあたり一般商法書の外特に左記を參考とした。茲に記して謝意を表する。岸信介氏取引所法(法學全集第廿三卷所載)並全氏稿取引所法(岩波法律學辭典第三卷所載)



南洋群島の 社會構造と其統制〔續〕

教授 大山彦 一

一、南洋群島の概観

位置、人口、委任統治領、軍事、政治（行政及司法）經濟、（財政）社會（人口、酒、人口減少、民族文化等）教育、宗教……以上前號氣候、疾病その他……以下本號

二、南洋群島の社會構造と其統制

（一）南洋群島の相續法及各種舊慣

（二）其の政治社會學的研究

南洋群島は熱帶圈内に在る所謂「常夏の國」である。四季の別なく「正月にも氷水を飲んでゐる」（彼地で製氷される）。しかし一日中の最高温度は三十度（華氏八十六度）位にして一日の温度の差は四乃至六度で、三十二度即ち華氏九十度に上ることは極稀である。加之四時海風は島上に吹き抜け、所謂海洋性の氣候である。南國で育つた筆者には左程苦痛を感じないのみか、案外の涼しさは豫想外である。但し一年中の「常夏」調子には少し「頭が「ババイヤ」になる」。（頭がカラッポ―低脳―になる意）

南洋の暑熱を和げるものは熱帶驟雨「スコール」である。晴天、一沫の黒雲天の一方に現るゝと

みるや、一陣の冷風颯々として到り、たちまちにして雨脚のとばりは頭上を掩ひ沛然たる豪雨となる。とみるまに豪雨のとばりは忽然として拂はれはるか彼方に雨脚は逃げてゆく。清涼の氣四邊に滿つ。此スコールの最も多いのは七月乃至八月で之を雨季と稱し、一月乃至三月が最も少く之を乾燥期といつてゐる。全群島を通じて降雨量多く、平均して一年三、〇〇〇乃至四、五〇〇耗、之を内地の平均量一、七〇〇耗に比して殆んど二倍である。

斯如く雨水―天水―は多いが地下水は乏しい。サイパンよりボナベに至る地脈は、大體火山岩より成り、其火山岩の上に珊瑚が被覆したものである。各島々は此隆起珊瑚礁より成るものが多くために地下水が殆んど無い。そこで住民は皆天水―雨水―を飲む。南洋の家は大低屋根をトタンで葺いてある。天水を採集するためである。雨樋が設けてあつてタンクに溜る。天水―雨水―は有機物が殆んど絶無で、純粹な蒸溜水に近いので容易に腐敗しない。しかし石灰分が殆どはいつてゐないので、カルシウム分不足に基く病氣にかゝりやすい。疲れやすい、齒が悪くなる等々である。此れを防ぐために石灰の精製したものを布で包んで天水

タンクの一隅にぶらさげておく。之が幾分カルシウム分を補足する。カルシウム不足でカルシウム注射をする人もゐた。海水中にはカルシウム分―珊瑚礁―の過剰、陸上にはカルシウム分の不足でふ珍妙なるコントラスト。そこで飲料用として産業用として將又艦船用として南洋廳では地下水を採る計畫をたてゝゐる。即ちパラオ島に地下水一日七百噸出るものを利用する。サイパン島に一日百五十噸出るものを利用する、川の水を利用する、ボナベ島で川の水を利用して淨水道を作る等である。

南洋群島の海風つねに涼しきはさきに記したとおりであるが、此風には所謂貿易風なるものがあり、毎年十一月より翌年四月頃まで北東乃至東の風が吹く、五月より十月までは風向一定しない。風の中にても颱風は南洋群島の特産である。此處に發生した颱風はフィリッピン群島の近くをかすめて、拋物線を畫いて我邦の内地及臺灣を襲ふのである。群島自體に於ては暴風をみるゝこと甚だ稀である。が、暴風の際には海潮を伴ふことがある。海嘯至れば全島水に没して島民は椰子の樹に登るといはれるが、左程までのことはない。氣象觀測所はパラオに南洋廳觀測所があり、一般氣象觀測の外上層氣流、地震、港内潮汐觀測及地球磁氣觀測をなす。觀測所出張所をサイパン、トラック、ボナベヤルトの四ヶ所に置いてゐる。航空航海の發達、颱風の豫測などのため此等觀測所の使命は重大である。島民は暴風を恐れ此を風神の仕業として畏怖すると同じく、如何なる病氣をも―傳染病も―之を神の仕業となし、不治のものとして宿命と觀念し受療を忌避する。

貯溜天水を飲用するのと、湿度高きためとは病氣の素因をつくるが、彼地は案外に健康地といふことが出来る。蚊蠅は勿論多いが、マラリアの媒介者たる「アノフェレス蚊」が棲息しないためマラリア熱は存在しない。猛獸毒蛇はゐない。たゞ大とかげと鰐が許るのみである。とかげは人間に害を與へず、たゞ鶏卵を盗食する位のもので、鼠を捕食するので保護動物として指定され官廳の許可なくして捕ふことを禁ぜられてゐる。鼠は甘蔗を食荒すので、此鼠を捕食するとかげは保護されてゐるのである。鰐はバラオ島に少許居るのみで人畜に殆んど全く無害で、此も保護動物に指定されてゐる。さて季節風の時期（自十一月至四月）の終始に氣候の變化ある爲感冒が流行することがある。島民は衛生思想に乏しく罹病死亡率が甚だ高い。

傳染性地方病としてはアメルバ赤痢、フランベシアデング熱がある。アメルバ赤痢は不斷に各地に發生するが其症狀一般に軽い。島民は落ちた果實—マンゴウ等—を喰べるのでアメルバ赤痢に罹るものが多い。フランベシアは島民間にある皮膚微毒である。サルヴァールサン注射をもつて治療する。邦人兒童でも島民兒童から感染するものがある。デング熱は一種の熱帶癩疹であつて、時々大流行をなして全島に蔓延することがある。腸チフス様の高熱の後、急に熱が下つて發疹する。此高熱のとき鞭で四肢關節を打たれる様な疼痛を感じる、デングとは鞭の意なりと。鞭でうたれるような病氣—デング熱 Dengue Fever—といふわけだ。併しデング熱で死んだものは殆んど絶無である。元氣な人は高熱のときでも平常の如く起居するほどである。豫防法としてはスコールに濡れないようにすること、

感冒はデング熱への誘因をなす。病原體及媒介者も目下研究中。媒介物の研究については一九〇二年のグラハムの説によると蚊—やぶ蚊、琉球縞蚊—である。兎も角此病で死ぬものは殆んど絶無であるが、南洋に行つた人は大抵一度は罹る熱病であるとされてゐる。その他の傳染病としては、腸チフス、バラチフス、赤痢、デフテリア、性病、結核、癩である。コレラ、ペスト、黃熱、睡眠病は無い。又日射病式の興奮激昂性の精神病があり、その他寄生蟲による疾患もある。醫院に於ける患者病類別によれば消化器疾患最も多く、次が神經系疾患（精神病を除く）、皮膚及皮下組織疾患、流行病地方病及傳染病といふ順序である。

併し醫務施設は一通り完備されてまづ安心して可なりといふ程度にある。即ち官立の南洋廳醫院が七ヶ所（サイパン、ヤップ、バラオ、アンガウル、トラツク、ボナベ、ヤルト）設けられてゐる。外に公醫といふものあり、開業醫に一定の補助金を與へて一般診療に従事せしめてゐる。テナアン及ロタに公醫各一名あり。離島には年數回の巡回診療を行ひ、又適度の治療を行ふ。又救急藥品箱なるものを設けて應急に備へてゐる。又島民限地開業醫の制度があつて一定地域（一環礁）を限つて、公學校の卒業者の優秀なものを三年乃至五年醫院にて訓練の上派遣開業せしめてゐる制度がある。開業醫は數名、外に事業會社の社醫數名あり。癩療養所については、サイパン、ヤルト、バラオ、ヤップに療養所を設けて隔離療養にとめてゐる。その他學童の無料診療及寄生蟲驅除など官費による衛生施設に萬全を期してゐる。水質調査、死因調査等

は醫官諸氏が官命により、又私的研究として大いに努力されてゐる。

かくて一般に南洋群島の衛生設備は、まづ安心して可なるの程度に施設せられてゐる。渡南の志ある人々には、此方面の危惧はまづ、普通の健康體なれば、無いといつてよからう。たゞ渡南の士に心懸りなものは、さきにも觸れたる如く「子弟の教育」てふ一點であらう。

以上の他、通信、ラヂオ、交通、港灣、航空について一瞥しておきたい。

郵便局は九島にあり（サイパン、テナアン、ロタ、バラオ、ヤップ、トラツク、ボナベ、ヤルト、アンガウル）無集配である。但し簡易保險、郵便貯金、振替、無電を各郵便局に於て取扱つてゐる。無電は、内地と群島間は、バラオ局に於て一應中繼して、此處に集めてから送受することになつてゐる。海底電線はヤップ島が陸揚地となつており、つねに沖繩と連絡して内地に通じてゐるが、グアム及メナドにも通ずる。但し外地との通信は現在休止されてゐる。

ラヂオはサイパンまでは内地のものも明瞭であるがそれ以南は空雷のため不明瞭である。即ち臺灣、比律賓、南京の電波ははやり、内地のものは此等のものに妨げられる。電信、電話、電燈の電力は蒸汽機關、輕油機關、重油機關で發電してゐる。電燈は十二時で消燈する。（但し「名士」來島の場合などは例外で終夜燈である）此發電裝置のあるのはサイパン、ヤップ、バラオ、トラツク、ボナベ、ヤルトであるが、ラニアン島などにはまだ存在しない。テナアン島では現在まだ古色蒼然たる石油ランプが燦として前世紀的餘光

を放つてゐる。但し將來は群島内にて水力電氣をおこすべく計畫中で、ボナベ島に於ては水力電氣一二〇〇キロワットのものを超すべく企畫中である。

鐵道は乗客用のものはない。南洋興發會社がサイパン、テニアンに甘蔗運搬用として架設してゐる軌道（九十三哩）があり、南洋廳がアンガウル島に燐礦運搬用に敷設してゐる軌道（十二哩）があるのみである。昭和九年十二月末現在で自動車も全島一四九臺あり、滿洲と同じく「呼出し圓タク」である。乗合、バスも東京、大阪同様のものがサイパン、パラオにてみることが出来るのは意外であつた。自働自轉車二二、自轉車七、七八〇、荷車一三四、荷牛馬車二、六五一、馬車其他一〇（いづれも昭和九年十二月末現在）である。

海運にては、内地群島間の連絡は日本郵船株式會社が命令航路として就航してゐる。一年六十回航海を行ふ。群島—離島—間航路は南洋貿易株式會社が之を行ふが、兩會社ともに官の補助をうけてゐる。

此等の船舶の錨地たる港灣の施設は南洋群島の交通にて最も重要性を有するのであるが、環礁及び堡礁にて防波堤の効用をなすとともに、縁礁又は裾礁にて錨地と波止場との距離を遠くして、船舶の接岸荷役の用途に不便である。そこで此珊瑚礁を開鑿して船舶の接岸荷役を便にする工事が施されねばならない。現在では此工事をサイパン島に於ておこしてゐる。此リーフの堀割水路長さ九百間、幅五十間、水深二十七尺が大正十五年より起工して昭和七年に完成、總工費百七萬三千餘圓を要した。加之埠頭工費五十七萬圓にて合計百六十餘萬圓を要してゐる。此は第一期工事であつて此では晝間漸く三千噸級船舶が出入し得るのみで

Fringing reef

裾礁 (パラオ東岸)



Barrier reef

堡礁 (パラオ西岸)



Atoll

環礁 (ヤマト)



Table reef

卓礁 (トコベ)



る。コロール島に於ても此リーフ開鑿を企てゐるが未だ汽船の接岸荷役するものなく、夜間リーフ間航行は危険であつて、船舶の出入は晝間に限られる。將來はサイパン、パラオ、ボナベには六千噸級船舶が同時に三隻出入荷役出来るように企畫中である。且つ晝夜の別なく此リーフ間を航行し得るようになることは將來最も大切である。燈臺の必要は此リーフの危険を

考ふるとき最も必要である。現在は燈臺はパラオに一ヶ所あるのみである。乍簡單南洋名物珊瑚礁（彼地では一般の人も「リーフ」と呼ぶ）の典型的な型を圖示しておきたい。（圖参照）リーフの海底に沈んだ海の色の美しさよ！ 桔梗色の南洋の海の色が、陸地に近づくとしたがつてひすい色に變る。エメラルド・グリーン、ライト・グリーン、カドミウム・グリーン・シトロン・エロー、レモン・エロー。凡そ畫囊の中にある限りの緑の明暗を以てしても、此の光りかゞやくリーフの燦然たる緑を表すことが出来ない。空から觀た滿洲の夏の野が、うすみどり濃きみどりなると好對照である。

現在ばパラオに十八萬圓、ロタに十一萬圓の漁港建

設中に属す。パラオの漁港が完成すれば、サイパン、トラック間も漁港を連絡する豫定である。思ふに各支廳間三百海里より千百海里を隔つる散在せる群島を連ぬるに港灣の設備、(リーフ開鑿)は最も急を要するものである、産業上、軍事上、南進上。

更に航空路の開通は一層緊要である。南北約千二百哩東西約二千五百哩の廣大なる海洋上の各群島を連絡せしむるには産業上、軍事上航空機に如くものはない。航空郵便、魚族調査(魚場、魚群の發見)船舶航行の安全、缺航時連絡のため、昭和九年度より南洋廳に於て計畫をたて、パラオを中心に近接諸島と連絡航空を行つてゐる。昭和十年度にパラオ、ヤップ、サイパンに水上基地をつくつた。更に昭和十年の七月六日より十二日の間に東京パラオ間の試験飛行を行つて成功した。即ち二機は東京サイパン無着水にて飛び翌々日東京へ歸還飛行した。更に別の機はサイパンよりパラオへ無着水にて飛行していづれも好成績にて成功を示してゐる。東京、サイパン、パラオ間に定期航空路が開かるゝも遠き將來でないであらう。此外海軍機は海上警備防衛の目的をもつて、より迅き速度をもつて此間を飛行しつゝあることは贅言を要しないであらう。水上基地は年々擴張して設けらるゝはずであるが、陸上基地もサイパンに於てすでに立派なるものが完成してゐる。坦々たるアスファルト廣場は瞠目に値する。之に對して米國もすでにフィリッピンへ航空路をひらいてゐる。來るべき「太平洋時代」に南洋群島は世界航空路の中心的地位を占むるに至るであらう。

以上、乍簡單南洋群島の概觀をのべたのであるが、南進日本の第一線をなすものは、今日は最早や、南洋

群島―内南洋―に非ずして、其は外南洋、殊にダヴァオとニコウギニアである。今日、南洋群島は此等の外南洋へのステッピング、ストーンをなすにすぎないとは彼地を訪れたる筆者のいつはらざる實感であつた。そこで次に、ダヴァとニコウギニアの輪廓を示して南進日本「明日の日本」を暗示したのであるが、紙數の都合で他日に割愛する。

二

南洋群島の島民の社會構造と其統制とを、特に島民の酋長(家長)權相續方法を中心として觀察し、並に其舊慣風習等につき政治・社會學的の光の下に検討したい。後に細述するであらう如く、南洋群島の酋長(家長)權相續方法を通じて觀らるゝものは、支配的には、女系男子をたどるもの(私の謂ふ『混合型』―後述)たることである。併し詳に之を觀察すれば、此等の相續方法及び舊慣風習の中に、社會構造の政治・社會學的的發展段階を象徵する遺習或ひは社會型を發見するであらう。

思ふに、人類社會は其最初の社會的形態としては群國(Horde)の生活にして血縁の同類意識をもつて結合し、血縁が社會關係と社會秩序の基礎をなす。此時代の初期は、性愛衝動と獨占本能による結合の原理による社會、即ち社會的には亂婚・亂交と、政治的には年齡の權威に因る群團の統制(Oldmanship)である。血縁の秩序が徐々に社會關係の内部に現れる。即ちウヂ(ウフチ=生血)Cemが社會の基本單位をなして現はれ、秩序の基礎をなし、統一的構成體としての種族(Race)を形成する。(自然發生的なる國家組織は此時期

にあらはれる。即ち部族國家Tribeの現象。)然るに氏が社會の基本單位としてあらはるゝや、同氏内に於ける兩性の結合は次第に禁忌となり、異氏間の兩性結合のみが許容される。此は甲氏の男性と乙氏の女性との集團的接觸であつたと考へられる。かゝる婚姻の形態は集團婚である、此過程の血縁の秩序に於ては母・子の關係が信據すべき基礎的なものとしてあらはれる。即ち母系―女系―による生筋、氏の秩序が信據すべき社會秩序となる。更に農業、食料の世話、衣服の調製、育児に於て母性―女性―が平和的社會に於て重要な役割を演ずるに至るや、政治的にも統制の地位を得て女酋長を現出する。即ち典型的なる母性―女性―支配、即ち母權(Muterech)時代が現出する。然るに、漁・獵・牧・建築進みて群團防衛上、男性的戰鬥力を必要とするに至るや、政治的には男性の權力を増大せしめる。即ち父權(Vaterrecht)の誕生、社會的には血縁の秩序として母系―女系―であり、政治的には父權―男權―である。此社會過程が更に促進されて戰爭その他男性的戰鬥力が社會的にいよゝ必要と感ぜらるゝに至るや、父權―男權―はいよゝ強化されて父權―男權―は、社會構造の全面に滲透して、血縁の秩序も父系―男系―に依據することゝなるに至る。即ち父權―男權―中心の氏となる。之即ち典型的なる父權(Vaterrecht)の顯現である。反之、かの女系・男權、即ち母系・男權は過激の形態として混合型(Gemischte Form)ともいふべきか。

右の如きが社會構造發展段階の一般的素描である。そこで此等の社會構造の諸發展段階が、如何に、南洋群島の島民の酋長(家長)權相續法及舊慣風習の中に遺

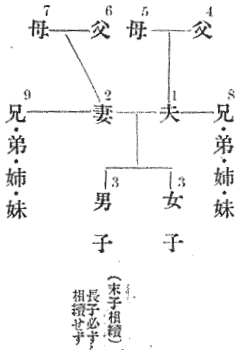
跡せられてゐるかを検討したい。
横濱を發する船はサイパン、ヤップ、パラオ、トラツク、ボナペ、ヤルトの順序をもつて航行するが故に、此順序に従つて順次解明したい。而して私が此解明の結論に於て述ぶるであらう如く、社會構造の發展段階は正に右の順序の逆なることを發見するに至るであらう。

サイパン島(マリアナ群島)

(一) チャモロ族とカナカ族とによつて慣習を異にする。チャモロはスペインの血と文化とをうけたるだけに其慣習に近代「文化」的なものがあり、此島のカナカの慣習はボナペ、島のそれと酷似する。以下チャモロとカナカに別つて論じたい。

チャモロ族は、夫婦及其兒を以て家族の基本単位とする小家族制である。同居を條件として、家長の相續順位は次の如くである。

(1) 夫、(2) 妻、(3) 兒、(長子女子なる場合、その女兒家長に適せざる時は次子たる男兒である) (4) 夫の父、(5) 夫の母、(6) 妻の父、(7) 妻の母、(8) 夫の兄弟姉妹、(9) 妻の兄弟姉妹。
以下各島に於けると比較に便ならしむるため之を表式化して示せば

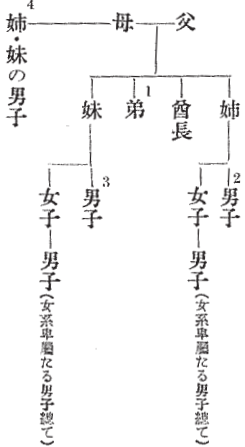


右は同順位の場合は年齢の順により、家長たるべき

ものが幼少なるときは、近親の者が之の代理をなして家長權を行ふ。家長たり得るのは滿拾八歳以上であり家長に隱居制度は無い。家長權は親權、夫權及扶養をうくる者に對し扶養を享くるによりて生ずる服從の義務を要求するの權利を意味する。子は婚姻に因つて獨立に一家を爲し、従つて原家族員たらずるを一般慣習と爲す故、長子必ずしも父母の家を相續せず。茲に末子相續といふ現象を生ずるに至る。(Borough Eng. 註)の制と比較して興味津津たるものがある。「末子は年少にして父母の愛育に添ふこと最も短い。末子が家長權を相續し最も多くの家産を襲ふは當然である。」此が彼等の單純にして純情的なる思想である。「日本も左様であらう」と彼等は考へてゐる。數十年來此島に住める南洋貿易重役田邊氏は筆者に述懐して曰く「日本も左様でせう?」の質問にはいつも辟易すると。

(二) カナカ

サイパン島カナカは大家族制である。其酋長の相續順位は左の如く、後述のボナペ、島のそれと酷似する。
(1) 酋長の弟、(2) 酋長の姉の子(女系卑屬たる男子の總てを含む)、(3) 酋長の妹の子(女系卑屬たる男子の總てを含む)、(4) 最近親の女子の男子之を圖示すれば



即ち母系、女系、男子相續の制であつて、女系をたどる男子といふことが、血統尊重社會に於て信據すべき社會秩序となつてゐる。併し年齢の權威は比原始社會にも妥當する。即ち右の同順位内に於ては長幼の順序により、酋長たるべき者が未成年(島語にては "seul buning") なるときは、酋長の職に堪へ得るに至るまでは近親の者が此を補佐する。

かくて實子は、男子と雖父の酋長職を襲ふことは出來ない。蓋し子供は母に所屬するものと考へられ、むしろ實男子は里方の家長職を襲ふに近き順位にある。之母系—女系—男子相續の然らしむるところではある。かくて實男女子は酋長たる父の家の爲に獻身的に働くことを少からしめる。此は島民の怠惰化の一因でもあるが、此事はパラオ島に於て甚しい。

却説、一般島民の家長權相續に於ては、家族員中の年齢の權威が支配する。即ち一家屋内又は此に類する狀態に於て共同生活を営む大家族の構成員たる者は其家族員であり、此家族員中の最年長者が家長たる義務がある。例へば弟家長たる家族團體に其伯父、兄等が加屬するに至るときは、家長たるに適せざる理由なき限り、直ちに其伯父或は兄が、此の家長となる。但し家長の住家が其配偶者の齋すものなるときは、伯父、兄等の年長者が之に加入すると雖家長を襲ふことを得ず。而して家長は絕對權を有してゐるが、家族員固有の財産 Personal property に關しては何等の干涉を爲さず。家長たるは權利といふよりもむしろ義務なることは、家族員に對する配慮に於てむしろ負擔を負ふこと、より大なるものがあるからである。そこで最年長

者は家長たることを拒むを得ない。即ち彼等の間には未だ共同財の共同使用の原始共同社會的原理が支配してゐる。例へば勞役に服する場合、力の強き者は、より重く負擔し、力弱きものは、より少く負擔する。しかも其報酬は平等であつて、其間に何等の差等をも設けずして、之を寸毫も不合理と考へない。又豚の如きを料理することあれば、之を近所隣に分け合ふ等である。しかし近代「文明」の波は、彼等の純情的なる共同社會の共同使用思想の中にも滲透して、徐々に利益社會化してゆくのは、社會進化に於ける、社會學的必然なのであらう。

此處まで書いてきて、豫約の紙數制限に近づくのでヤツプ島以下パラオ、トラツク、ボナベ、ヤルトの諸島の相續法其他舊慣については、論述することが出来ないのを遺憾とする。此等の諸點、即ち『南洋群島の相續法及各種舊慣(習俗、傳說等)並に其政治社會學的研究』については、稿を改めて、別の機會に於て論じたい。

こゝでは、私が、此度の踏査にてつかんだ、二三の要點を驅動的に摘記素描しておくことゝしたい。

(イ) ヤツプ島の酋長(家長)相續法は、父系男權、即ち完全なる父權の制である。従つて、南洋群島に於ては最高の社會發展段階をあらはすものである。ヤツプ島が父權にして最高の社會發展段階なることについては、彼地に永く住める邦人で相當の智識人でも氣付かれてゐない。これヤツプ島島民が原始的生活を営んでゐて、一見他群島の島民の生活様式と異ならず、否むしろ、より野性的生活を営んでゐるかの如くみゆるに因る。他群島の多くは「母系男權」の私の所謂

混合型であり、其等の持つ「文化」は、より高度の如く見えて、實は、其は「持ちこまれたる文化」即ち外國的影響の下に於て其文化が高いかの如く見ゆるのである。其社會發展段階に於ては、ヤツプ島よりも低いのである。要之、ヤツプ島は固有文化に於ては、より高く、「持ちこまれたる文化」に於てはより低い、其他の群島は固有文化に於てはより低く、「持ちこまれたる文化」に於てはより高いといふことが出来る。

(ロ) ヤツプ島に於ける「モゴリ」(女人禁制のフエパイに於て特權的に出入を許されたる女人をモゴリと呼ぶ。一村中の優秀なる未婚の麗人が選ばれてモゴリとなり、一村の男子より崇められ、愛せられる。モゴリたることは女子の一種の榮譽であつて、モゴリをやめても良縁を得る。は、母權の遺習である。彼地に永く住める人々は、之を「一種の藝妓」なりと考へてゐるのは誤謬である。(土人「島民」に其因由を問ふても彼等は其因由を知らない。)

(ハ) 尚、フエパイ、アパイに於ける未成年女子の性的自由は亂交・亂婚の遺跡ともみらる

(ニ) 今日、南洋群島に於て純粹の母權の實在をみることは至難である。たゞトラツク島の夏島のエビルツクには女酋長が、今日猶、實存してゐることは注目されるべきである。此事も彼地に永く住める人々によつても氣つかれてゐない。

(三) 社會發展段階は、ヤルト、ボナベ(サイバン)トラツク、パラオ、ヤツプの順序である。ヤツプは父權であり男尊女卑の習俗であるが、其他の島々は母系男權で女尊男卑の習俗である。(イ)の項参照。

續 浪華儒林傳 (四)

一 井鳳梧

講師 石濱純太郎

一井鳳梧は雲州松江の人である。一色氏、後に一井に改めた。名は光宣、字は桐助、蓋し通稱でもあつたらう。鳳梧、桐梧、攸齊は別號である。元は土州の出であつたが、代々雲州に仕へる事となつたのである。父は久徳、母は奥堂氏、元和元年七月二十五日に生れた。六歳にして既に世の群兒を超えた資質があると云ふので、京都に送られて鴻儒某氏に育養せられた。稍々長じて學業を林羅山に就いて受け長い間勉強してゐた。學成つて三侯に仕へ二侯に客となつたが、仕官は性質に合はなんだのか遂に辭し去つて、攝津大和の間に隱棲した。然しその學徳を慕ふ者が群り至るので、勸むる朋友の言に従ひ、大阪に移り伏見町兩替町の邊で育英に従來する事となつたが、門人日に多く千二百人にも上つたと云ふ。隱者風の人だから恬淡で、飲食器物も美奇を要せず有れば有るまゝ、無ければ無きまゝで晏如たる風であつた。早くから學問に這入つてゐるが著作を好まないで、門人達が後生の爲めにと勸めると、俺は述べて作らずと云ふ論語の言葉に比してゐるので、述べて世に譽められるよりは、後世に毀れな

社會は歴史的發展段階を以て發展するとは社會學的理論の教ふるところである。従つて右の島々は理論的には夫々の内的連結をもつて社會發展過程をなしてゐるのであり、個々ばらばらの連絡なき孤立態ではないことである。『各島々によつて慣習が全然違ふ』とはいへ其間には、理論上、内的連結あることを、彼地に永く住める人々に告げたいのである。

(ホ) トラツク島に於ては、同氏なれば母の姉妹をすべて母 (mom) と呼ぶ。私の觀るところによれば、此は集團婚の遺習である。

此島に於ては『お前の父の名は何か?』"I fa'khan shemont" といふ言葉は、島人に對する最大の侮辱を意味する。蓋し、母系制にして、父系を重んぜざる點を痛烈且深酷に乞ふる間なるが故であらう。

(ヘ) ヤツブ島には土地其他に對する完全なる私有制が支配してゐる。トコベ島に於ては、土地其他の共同所有より、今や、漸く、私有制に推移せむとしてゐる。トラツク島に於ても然りであつて、此島には未だに土地共有が行はれてゐるところがある。ヤルトに於ても同然。但しヤルトに於ては、更に共有の色彩濃厚であつて、島民は各自個人所得の半を酋長に納め酋長は、全部下島民の生存權を保障し、納税の如きも酋長が全部負擔する。各島民は其場にて食する分なれば食物 (椰子の實等) を何處のものにとりても差支ない等、父權の確立と私有制の確立は大體並行的に發達してゐるのを觀る。

(ト) 南洋群島に於ては、今日、一般に同族婚はタブーとして禁忌せられてゐる。之を犯すは罪である。

異氏なれば犯しても罪とならず。

(チ) テニアン島 (サイパン島) に於けるタカ族の遺跡「巨石柱」は、文化社會學的に觀れば、古代人種の祭壇用であつて巨石使用時代の遺跡である。彼地の現場の説明書に『建築の礎石』とあるは誤謬であらう。

(リ) 又タカ族はタカ・アマ族 (高天原族) の血縁の一分岐には非るか。

(ヌ) 南洋群島の島民の中には我邦古代の祖先の血縁が潜在してゐるかの如くである。かの政治政策的南進理論を、我ヤマト民族の民族的聖地たづぬる十を字軍的聖戰なり、といふ人類社會學的理論づけをもつてすることは必ずしも荒唐無稽ではないであらう。但し今日の、「南進」政策は、領土の獲得といふことよりも、むしろ、經濟的、社會的に、即ち企業・人口移民として、水の滲透する如く浸進することである。

以上の如き諸點が、私の注目したる諸點であつて、此等の諸點の論理的整序並に其詳述については、紙數の制限もあるので、こゝでは割愛せざるを得ない。此等の點については、稿を新にして詳述すべく、此稿は一應之をもつて、遺憾乍ら割愛したい。

(昭和九年九月下旬)

方がよい、種々な文章を研究するのも氣を養ふばかりだと云つたと云ふ。後にもう致すると云ふ前日に門人が平生聞いた所を記して鳳梧論説と題して他日出板したいと請うたら黙つて頷いたと云ふが、この論説も出板には至らなかつたらしい。老いて益々壯で百十六歳にして十六歳の姿が有つたので、壽字盃に「百のけて相生年の片白髮」の句を添えて友人知己の間に贈つたものだが、其年即ち享保十六年の七月二十五日の誕生日に致した。高津中寺町の圓妙寺に葬つたが、墓碑は現在では佚してしまつたらしい。

鳳梧は羅山門であるから朱子學たるには相違ないが、著述を遺さないから其詳を知るを得ない。其の謙虛の性は自ら居敬に得る所あつたと見え、出で、町儒者と爲つて敬愛せられた所以でもあらう。近世大阪の儒學は掖政の聖人如竹散人の茲に帷を下したのが權輿であらうが、鳳梧の來つて世を終へたのを以て蓋し元祖とすべきであらう。最近に至つて彼の墓碑を佚亡せしめて祀らざるに至らしめたのは大阪として斷じて名譽ではない。町人の志有る者は之に鑑みて報本反始の道に於て悔有る事無きを期すべきである。

以上は石田誠太郎氏著大阪人物誌第一卷に載する所の碑文を主として書いたものに過ぎない。大阪人物誌、浪華人物誌、大阪名家著述目錄 皆大同である。墓碑の佚せるは大阪訪碑錄の記す所に據つた。

スペインを憶ふ

佛國地理學會員

レウノスケ・ナカムラ

(一)

バルカン・アナトリア陸橋は餘りにも多い渡橋者の爲めに今や腐朽に瀕しアンゴラトルコ政府の渡橋禁止の制札も夫れ故にか驗があるといふ噂。近年はパツタリと民族團參のお渡りは絶えたらしいが。

だが、世界民族否歐洲民族講の團參巡禮は止まるものでは無い。東歌スラブ講元は新しく左組をつつて、中歐獨乙民族講社は右組といふ事にしてとにかく假橋へと急ぐ段取りが決つた。「一先づお先へ」とバルセロナ市の旅宿に赤い看板をあげたが、其處は其の見なれぬ講元の拂ひもわるからう心配で、リベラとかいふ御主人のさばきで流連もならず、偕其後は消息も兎角にたえ勝ちの所であつた。其後此旅籠の親方リベラが息災であつたか、御存じの始末、屋體骨は共和國へ賣拂つてともかく落着。

最近人民戦線とかの代理經營とのみ思はれてゐた所のスペイン旅館が今度はハーゲンクロイツアらしいといふ噂さがたつて「さあ大變」と債權者はどしどしとつめかけて來た。近所合壁の噂をひろうて見るに、エデプト煙草をくゆらしつゝ「東南バルカン・アナトリア橋の架設によつてとにかく目先きまつくら乍ら此處迄やつて來たんだがとにかく地中海を渡りにやね」といつて其のお方はアラビアコーヒを召される。

其隣りにはインドの紅玉を織指にひらめかしつゝ「でもね、同じ人民戦線のお家柄だのに妾何とか助けたいの」
と仰しやつてるが何時もおなじみのジョンブル氏も今度は一寸しづつてござる氣配が見える。

「今更昔の王者の生活を思つても仕方あるめえでの、イベリア半島の喇叭卒 消煙？ 不時呼集！ ヴェルダンの戰雲は如何に聞くか」



わしや一層の事今迄の事は思ひきつて萬事御破算に願つちやどうじやといつとるけん」

と、これは大分に遠方のお方らしいお國訛りがまじつてしかも親戚かのような素振りに衆目を集めてゐる者がゐる。イベリアの野に、つひに見かけぬ此田舎青年とタバコ氏、ちよつと見やると二三尺はなれて、手の裏を見せつゝ何か符合を示してする番頭風の者も混じつてゐる「兎に角、地中海を渡りにやね」

との言葉、これを文理解釋といふ事にすれば、スペインは一夜の宿りでさしあたり難は免れるとして、渡つてアフリカへとなると更に大きな事になる譯

ジョンブル氏とお嬢さんのなつかしい會見もオリブの色レモンの香があつてこそ南への戀の語らひも嘯々たりしもの、

「地中海を渡りにやね」思ひ切つて御破算を願つて」といふ邪魔言には、嘯々喋々の語らひの根元をおびやかす再分親親爺のまぼろしがちらつく。

近所五六人が集つての「噂さ」にして、五六人五六色といふ奴、お互に

C'est se moquer du monde (冗談にする)

と噂ににらみあつてすむが、我身に懸る運命スペインの國民は果して此言を如何に聞くやら。瓢箪から駒が出るためしもあるといふから這般は眞驗に考へなくちやならぬ、其處で penser「考へる」事にする。

(二)

Jean Brunhes と Camille Vallaux 氏との共同にかゝる名著 la géographie et l'histoire「海陸に於ける戦争と平和に關する地理」に於いて兩氏が人類の思慮に就いて記してゐる事は、今回のスペイン内亂乃至は歐洲

國際紛争への影響を理解するについて重要な指示を與へてゐる。(同書六三二頁以降四〇頁)

人類は相互に過去にも現今にも「戦」つてゐる。生存競争は凡百の生命體に共通のものである。

(一) 生活空間占據の爲めに pour l'espace à occuper.
(二) 生活資源獲得の爲めに pour la richesse qui est la Condition du bien-être humaine.

此二個の生命活動の表現に加ふるに人類は、其人類たるの特性を持つるが故の即ち思考の抗争が附加されてゐる。

夫れは不幸にも人類相互間にも作動する l'antagonisme entre deux pont l'idée なのである。古來歴史上重大にして且つ深刻なる戰禍、争鬭の因には常に、オビエオンが因である事に心付つかねばならない。不幸にも人類の社會性は共救の方面にも働らくが又共排の方にも強く働いてゐる。Collision の教理に従つて l'ascendant 血系、Voisinage 近縁系は二つの生活群の「共生」を其土地に個有して發生せしめるによつて純粹理念に非らずと雖も、尠くとも現實的一般通有理念、或ひは現在の努力理念は、一つの地理的生活と存在に負ふて具存するのである。

人々は「文化の争鬭」「文明の侵進」といふ偉大なるもの以前には、又かゝるものとしての「理念の抗争」には唯茫然たる分野の故に眩惑されて餘り騒がないが其抑々夫れへの個々の抗争に際しての争ひには血まなこになりつゝあり其爲に根元たる此理念のおそろしき争闘性を忘れてゐる。生活に對する此心性こそ重大なもので temperament 民族を創造し化成長行くものである事は世界人類にとつて重ね重ね不幸であるといひ得る。ラテン民族としてはスペイン、フランス、

イタリヤは一つであらうとも、スペイン・イタリヤの地域についての現勢理念は自ら之等三國を分立せしめる。人民戦線への共通圏はファッショナチの共通圏と複合して、イベリアの半島への「理念」の排陥は遂にスペインをして内亂以上に深刻なるものたらしめる。モロッコ統治の影響が常に本國政界を左右した。從來の内訌は洵、南國人の熱情をやる時々の痴話喧嘩にすぎなかつたらう。スペイン女にからざる、ダンデーの資格には、モロッコの野戦は眞にローマンスであり得る。其國帑をはたいて仕舞つても此兵隊こつこには英佛伊各國は安心して見てゐられた。由來愚弟あればこそ賢兄が光りもするので、モロッコ通ひに夜更す愚弟は、英佛にしては時にとつての「便宜な弟」であつた譯、セレーノ(マドリッドの夜番で夜更し人の爲めに街門を見守る人)へのチップもモロッコ遊街の流連費も時にははづんでやれたのであつた。

此スペインとモロッコをとりまく英佛伊西の兄弟關係は其モロッコ問題に對して常に見出し得るし、現にモロッコの領有支配關係が極めてルーズな所によつても察知し得る。たとへば

モロッコの一部タンジエール(ジブラルタルに對抗する都市と地方)の國際協約は未だに列強の調印は終らないし、一九二八年以來伊太利も加盟したとは云ひ條これ等の新協約に拘らずタンジエール區は相互の傳統に従つて、四國間の不可侵且共有のベツトである。次に、佛西モロッコ間境界の不明、從つて各面積の不定は相互に限界づける必要のない理由に依つてゐる回教モロッコ人は佛西カトリック民にとつて共同の對者である。境界設定の爲にカトリック兄弟が鐘に關ぐの愚なるを、しるであらう。東は地中海地方のはムール

ーヤ河、西は大西洋岸のラッシュの南方十六哩からと國境は大體分明しても其中間には未だに置かれスペイン地帯は大體一萬三千平方哩。タンジエール中立地帯二百二十五哩共に大略といふ面積で此點如何にも奇異である。如何にも英國はジブラルタルに對して、タンジエールの中立さへたてばいゝものゝ、佛國もアルゼリア側の平安が問題といふ譯で此間ではスペインがモロッコ兵隊ゴツコをやつてゐる事は兄貴分の土地の面迫をも一手に引受ける譯であり且はスペイン本土へも直接兵隊ゴツコの餘波は及ばぬ譯、洵にスペイン女の血をわかすべく、外人部隊はモロッコに居やう。「血と砂」は闘牛以上の觀覽價值があり、「地の果を行く」に迄、國際情死行を高潮せしめる或者がスペインにあるが誤つてもモロッコやスペインを以て目指す天國とは思ふまい。常に情死は此世に育たざる戀の逃避にすぎないので全く目的なんぞ云はれやしない。スペイン劇の好評にハルバル東歐からの御最良筋、幸ひに此役者買ひに家藏田畑を仕舞はなきや田舎への土産にならうものゆめゆめブルジョア、マダム眞似はおろか、とても情死とまでのダンデーとはならぬであらうが、でも一夜の情けがどうなるまいにも限らぬ所、熱帯活劇の常連たる英佛伊も此の處は全く昨今の田舎大盛にしてやられぬ様氣に氣をもむ事がおびたしからう。數世紀の南工植民株がようやく直下りにあり、新興ナチス人絹株がボツボツ取引されはじめてゐる。此人氣と株値スペイン紛争の経過と落着は伊エ紛争以上に重大なる且世界人類のイデーの問題と云へる。イデーは人氣だ人氣は地圖によるスペインを憶ふ者はまづ此人氣を思ひ、地を憶はねばならぬ。(未完)

學 內 報



専門部第一次試験

専門部第一次試験は九月三十日(水)より施行し十月八日(水)終了した。

大學祭豫告

第十一回大學祭は来る十月十八日(日)午前九時より千里山學舎に於て舉行することとなつた。當日は武典、演劇音楽會、展覽會、馬術大會、運動諸競技其の他の催物が例年の通り開催する。而してこれら行事に先立つ十七日(祭日)には午後六時より中之島中央公會堂に於て記念學術講演大會を開催する。

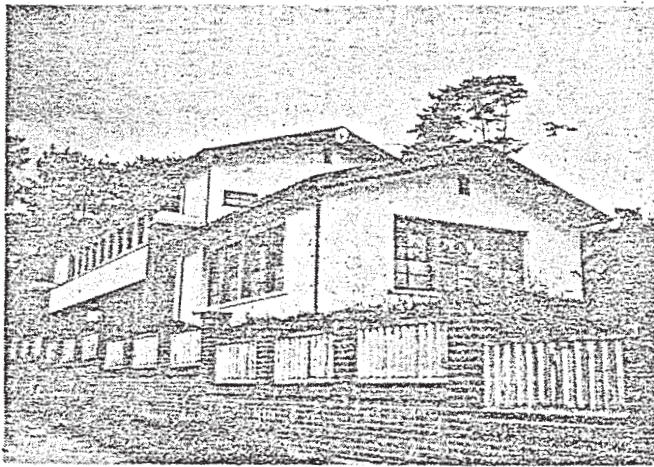
臨時協議員會

九月二十四日午後五時より新大阪ホテルに於て臨時協議員會を開催、天六學舎舊館屋上増築の件に關し協議、明年三月末完成の豫定にて工事に着手することに決定した。

千里山學友會館開館式

庭に千里山グラウンド横に建設の豫料假校舎は豫料校舎新築落成したるを以て内部設備の改裝を施し千里

山學友會館として千里山學友會に移管する事となり、その開館式を十月三日(土)午後二時半より開催した。千里山學友會委員長岡本顯瀧君の開會の辭、學友會副會長村上教授の挨拶、學友會會長仁保學長の訓辭、玉木專務理事の挨拶ありて同三時半閉式した。同館は木造二階建延一六〇餘坪にして學友會各部の部室並に會議室として使用するものである。



千里山學友會館

がくほう抄

▽爲春會 九月二十三日大阪ホテルに於て小泉教授の

送別並に河村宜、大山兩教授の歸朝歡迎會を開催した。▽經商研究會 第八回例會を九月二十六日午後三時より天六學舎會議室に開催、矢口教授の「封建制度の崩壊」なる研究報告があつた。

▽飯田正一教授 「敬語法及び敬語法にあらはれたる國民性の研究」に對し昭和十一年度文部省精神科學獎勵金の交付を受けた。

▽磯部喜一教授 「工業組合論」を大阪甲文堂書店より近刊

▽岩崎卯一教授 京都嵐山大藏山莊に轉居

▽森下政一講師 大阪市經理部長より大阪市助役に轉任された。

▽奥平定世講師 京都市下京區下押小路千本東入に轉居

▽織田松太郎氏(舊講師) 南河内郡大草村大美野田都市に轉居

▽中込宗道氏(舊講師) 京都市上京區一條通千本西入に轉居

高文司法科筆記試験合格者

- | | |
|-------------|-------------|
| 昭六 專法 土井 利彦 | 昭七 專法 神坂 安 |
| 昭九 大法 鎌田 良夫 | 昭二 專法 上辻 繁夫 |
| 昭一 大法 吉田次郎吉 | 昭八 專法 田畑 政男 |
| 昭五 專法 中村 毅 | 昭一〇 專法 山本 昇 |
| 昭二 專法 松田 政夫 | 昭一 專法 前田 利高 |
| 昭一 專法 藤田 哲夫 | 昭八 專法 赤井 定雄 |
| 昭八 專法 佐藤 秀 | 昭八 專法 北尻 安藏 |
| 昭八 大法 北元 正勝 | 昭六 專法 白井 正實 |

校 友

大連支部

第五回★秀 麗 會

七月二十日、午後六時より市内桔梗町高塚氏邸に於て開催今回は全く我々の大先輩である高塚氏の御厚情に依り一切が準備され、且つ物質的にも多大の犠牲を同氏に拂はせた事を吾々は衷心から感謝せざるを得ない當夜は幸ひにも、十九日上陸來滿の至誠會第四回學徒研究團に我母校學生も七名參加ありしを以て、二十日夕刻、室山、秀島、國友、平井の諸氏が關東倉庫に迎へに行き、一行の歡迎會も一緒に催した。

一ヶ月振りに會ふ校友お互は勿論、日夜吾々の腦裏から去らぬ母校の元氣瀟灑たる學生が交じつたものであるから、熱け忽ち上昇、兄弟の再會以上の喜びは堂に滿ち溢れ、その愉快さは筆舌のよく盡し得ぬ處であつた。高塚氏御用意の餘興に一同すつかり魅了せられ喝采又喝采、各自の隱藝も出してお互は抱腹絶倒の域を彷徨することしばし、大歡喜に酔ひ乍ら學歌學生歌を高唱し、次に學生諸君の健康を祈りて九時半散會、當日出席者

(校友側)

高塚源一、小泊六翁、高濱直一、飯田昇
室山宇太郎、岡田勇、秀島全治、高木嘉一郎、福部章、直吉已一郎、今村茂、中野英一、國友則親、平井三朗

(學生側)

高桑敏行、植村覺一、大江宇一、浦本哲彦、崎谷三郎、松田武彦、直吉敬次

第六回★秀 麗 會

八月二十日、午後六時より寺内町通海務協會で開催今回は出席常連とも云ふべき人々の中に、急用差支えが出来て、出席数は少し減つたが、新人の出席もあり和氣藹々たる雰囲気になりながら、飲み食ひ且つ談笑して、最後には校友會支部の基金奉加帳へ、皆氣持よく分相應の金額を書き連ねて、九時、學歌を唱和して散會す。當日出席者左の如し

高濱直一、高塚源一、秀島全治、高木嘉一郎、直吉已一郎、吉田一郎、國友則親、中野英一、黒田健勝、光井章雄、谷口靜雄

K.O.C.A. 研究部

十九回例会

例會は九月廿九日午後六時俱樂部別室において開催された。主題は「唯物史觀的戰爭觀と緊迫せる歐亞事局」人類史上より觀たる自由主義の發展過程の二題で極めて明朗和氣、意義深き中に閉會、續いてティーパーティーにうつつた。

本會記事は去る二月號にも所載したところであるが爾來商大藥事等他校關係よりの申込漸次増加の傾向上會則を別項の如く成文化することゝなつた。もとより熱と力に富むグッドアピランスな優秀適材主義の不文律堅持に異狀はないが現在の會員限度三十名は早晩五十名に引上げねばならぬ情勢となつてゐる。

追而第二十回例會は岑地に座談會を開催の豫定にて目下其準備中

一、本會ハ教育勸導機關發達十五周年記念事業として聖旨ヲ奉
蒙、會員相互ノ友誼ヲ深メ且ツ智識ノ交換刷新ヲ目的ト
ス

二、本會ハ在阪ノ各大學專門學校ニ學生有志ヲ以テ組織スル

チ本則トス

三、本會ハ第一條ノ目的達成ノ爲毎月一回例会ヲ開催スルノ
外諸種ノ事業ヲナス
(細則ハ別ニ定ム)

(東區今橋二、神田ビル、友和俱樂部内、立田此)

動 靜

勝野、敏夫君(推) 滿洲國吉林總領事館教化分館主任

田村芳太郎君(明三六 法) 滿洲國奉天西塔大街、西塔倉庫

佐奈 正雄君(明三七 法) 大阪市西區長退職

小西 仙助君(明三八 專法) 滋賀縣長濱郵便局長

小林儀三郎君(明四〇 專法) 不動貯金銀行神戸支店支配人、住所神戸市葺合區熊内町四丁目一〇〇

里村安二郎君(明四三 專法) 大阪市南區長より大阪市經理部長に

池内覺太郎君(明四五 專法) 脇町區裁判所支部判事、住所德島縣美馬郡脇町裁判所官舎

守谷 賢次君(明四五 專經) 奉天鐵路局經理處、住所奉天霞町五五

飯田 昇君(大二 大商) 六月十一日大連神社にて華燭の典を挙げられ遼東ホテルに於て披露宴を催された、住所大連市長春臺二〇

樋口哲四郎君(大二 專法) 安田銀行大阪支店次長より島之内支店長に

片山 義忠君(大三 專法) 辯護士、住所京城府永樂町一丁目三八

室山宇太郎君(大四 專商) 合資會社共榮洋行を設立、事務所大連市山縣通一四四

中條 重次君(大五 大法) 大阪市教育局教務課人事係
長退職

前田 貞次君(大六 專法) 任大阪市天王寺市民館長
吉見 嘉一君(大七 專法) 關西線湊町驛
木下 一男君(大九 專法) 任大阪市教育局教務課教務
係長、住所住吉區天神森一丁目三五

堀田 秀次君(大九 專法) 福山市役所助役、住所福山
市古吉津町
仲井 彌君(大九 專法) 大阪地方裁判所判事
網戸 鐵藏君(大一一 專法) 地方警視、岐阜縣警察部特
高課長

丹 二良君(大一一 專法) 辯護士、事務所を堺市神明
町大道三(電界二〇七〇)に開設
金森 彰三君(大一二 專商) 滿洲國鞍山不動產信託會社
住所鞍山南五條町四ノ四

坂口 軍司君(大一二 專法) 大阪府塔接聯合組合事務長
事務所大正區大正通一丁目泉尾ビル五〇二號
小林 和一君(大一二 專法) 福山市役所收入役
(管住官島)
島谷 曼君(大一二 專法) 京都府社大宮寶神社々司、
住所京都府中郡周枳村

吉田 敬治君(大一二 專商) 新京關東廳監理局交通課
三原新三郎君(大一一 專法) 兵庫縣伊丹警察署、住所兵
庫縣川邊郡稻野村御願塚九四三ノ一
喜多 末吉君(大一二 專法) 臺灣總督府內務局土木課
橋 利雄君(大一二 專文) 臺灣評論社主筆、住所臺北
市元園町二五三

今村 茂君(大七 大政) 滿洲日日新聞社、住所大連
市東公園町三一
結城 丙太君(昭八 大法) 滿鐵消費組合、住所大連市
朝日町八、大門方

吉田 一郎君(昭八 大法) 關東州遞信局爲替課、住所
大連市大和町三三ノ三三

戸倉 專三君(昭八 大法) 滿鐵鞍山消費組合
野村 朝一君(昭八 大法) 安東省安東滿鐵地方事務所
中村 光雄君(昭八 專一法) 奉天稻葉町三、吉川組
宮地 憲次君(昭八 專一法) 滿洲國新京民政部總務局
宮本 忠親君(昭九 專一商) 廣島稅務監督局經理部、住
所廣島縣安藝郡海田市町中店

犬飼 幸次君(昭一〇 專一經) 哈爾濱大直街二九、大同
組出張所
義雄君(昭一一 大經) 東洋火災大阪支店、住所兵
庫縣武庫郡瓦木村下新田、松葉方

移 動

瀨上弓之輔君(昭三七 法) 天王寺區筆ヶ崎町六三
近藤 常吉君(昭三七 法) 中河内郡松原村高見の里
西山 儀助君(昭三七 法) 堺市戎之町二一
橋口 英夫君(昭三七 法) 京都市中京區丸太町通間之
町南入

金田兵治郎君(昭三七 法) 中河内郡加美村正覺寺
星加 欽藏君(昭三八 專法) 住吉區相生通一丁目五五
江草 次郎君(昭三八 專法) 南區笠屋町三一
中村 宣久君(昭三八 專法) 神戶市湊區桶谷町六七
林 諱次郎君(昭三八 專法) 住吉區平野西ノ町一〇四
安達友三郎君(昭三八 專法) 兵庫縣多紀郡篠山町二階町
一五

佐藤詮之助君(昭三八 專法) 西宮市津門綾羽二〇
西尾喜太郎君(昭三八 專法) 西區南堀江下通一丁目八
二宮 鐵君(昭三八 專法) 京都市伏見區桃山町筒井三
榎田 銀藏君(昭三八 專法) 住吉區山阪町三丁目五九、

釜本方

井上信一郎君(昭三九 專法) 港區八條通二丁目一三
松田德太郎君(昭三八 專法) 住吉區阿部野筋二ノ三官舍
伊藤 元君(昭四〇 專法) 神戶市灘區篠原中町五丁目
四一五

錫谷 小平君(昭四〇 專法) 住吉區天下茶屋二ノ二〇
武田 榮君(昭四〇 專法) 兵庫縣武庫郡甲東村仁川
井上須惠雄君(昭四一 專法) 旭區新森小路中一ノ一九二
家木 彌市君(昭四二 專法) 中河内郡三野鄉村玉井一〇
橋本 吉之君(昭四三 大法) 西區花園町一八
津山喜一郎君(昭四三 大法) 住吉區平野本町一丁目四六
小竹 森治君(昭四三 專法) 天王寺君小宮町三七
矢島 高雄君(昭四三 專商) 東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁
目六八三

鈴木 源吉君(昭四四 專法) 此花區兼平町九
領内正太郎君(昭四四 專法) 奈良縣北葛城郡箸尾町
野々垣彦文君(昭四四 專法) 此花區茶園町一〇二
木村三太郎君(昭四四 專法) 西區新町通一丁目一四
權田 皓君(昭四四 專法) 大分縣中津市新魚町
神庭 繁一君(昭四四 專經) 此花區上福島北一丁目三八
若井傳次郎君(大二 專經) 住吉區阪南町中四丁目八
草深六次郎君(大二 專法) 西宮市北口昭和園北
上野喜重造君(大二 專法) 西淀川區浦江北一丁目二
筋師米次郎君(大二 專法) 新宮市新宮一五六
岡崎廣太郎君(大二 專法) 住吉區天王寺町三三四二
奥田源次郎君(大二 專法) 神戶市神戶區三宮町一丁目
高山ビル二號室

澁田 俊介君(大三 專法) 大連市愛宕町五六
西村 三郎君(大三 專法) 明石市公園前通二丁目

長谷川彌一郎君(天三專法) 天王寺區眞法院町一四
末永 甫君(天三專經) 豐能郡豐中町
東 良次郎君(天三專經) 西宮市中濱町一六
佐員 虎男君(天四大商) 東淀川區十三西ノ町一丁目
一九六
橫山 甚一君(天四專法) 旭區新森小路中三ノ一二五
長谷川武吉郎君(天四專商) 奉天府藤浪町四
掛谷常次郎君(天五專法) 泉北郡濱寺町船尾七三七
澤井 保君(天五專法) 北區若松町二三
山下 保治君(天五專法) 神戶市兵庫區湊町二丁目二
六三
中尾 義雄君(天六大法) 中河內郡布忍村高木
松本 駒一君(天六大商) 名古屋市中區若柳町三ノ一
永田規矩夫君(天六專法) 旭區森小路町六丁目二九
下村 龜君(天六專法) 堺市神明町西一丁目九
長谷川天地君(天六專法) 天王寺區勝山通四丁目七
鈴木新太郎君(天六專商) 豐能郡豐津村垂水一七八
織田秀三郎君(天七專法) 神戶市能內町三丁目四五
堀尾 政雄君(天七專法) 住吉區山坂町二丁目九四
谷口 一長君(天七專法) 兵庫縣武庫郡精道村岸屋田
吉岡勇四郎君(天七專法) 兵庫縣美濃郡久留美村島町
齋藤 信吉君(天七專法) 奈良市法蓮町一二〇三ノ一
瀧本 貢君(天七專法) 西區土佐堀通二丁目三五
伊關嘉一郎君(天七專經) 三島郡吹田町高畑一四三六
山口勝三郎君(天七專商) 西區京町堀三丁目一ノ一
塚本駒次郎君(天八大法) 住吉區阪南町中二丁目二九
橫山 熊雄君(天八大商) 堺市海山通三丁六六
松野善次郎君(天八大商) 旭區森小路町一〇五
笹島 夢君(天八大商) 西成區粉濱中ノ町四丁目一
濱谷 清一君(天八大專商) 一八
森 一郎君(天八大專商) 豐能郡豐中町南嶺木三七
神戶市葺合區上筒井通三丁
目一
中岡 榮一君(天八大專商) 甲府市八日町一ノ四、日本
生命出張所
花房 幸也君(天八大專法) 住吉區北田邊町二〇四
高木惣次郎君(天八大專法) 東成區南中本町二丁目三三
河崎 隆帝君(天八大專法) 堺市東本通二丁目二二
織田 熊吉君(天八大專法) 堺市南花田口町一丁目一二
中尾 武雄君(天八大專法) 和歌山市五番丁
楠野 泰夫君(天八大專法) 堺市宿屋町二〇
上阪 一二三君(天八大專法) 豐能郡豐中町新免一一八七
柴田 勇助君(天八大專法) 北區小松原町一
三國 信一君(天八大專法) 東區博勞町一丁目二八
齋藤 政廣君(天八大專法) 兵庫縣美方郡溫泉町湯村警
部補派出所
松村榮治郎君(天九專經) 西宮市用海町一二三
前川長治郎君(天九專商) 北區東梅田町二九
岡内 壽一君(天九專法) 高知市升形七ノ一
〔舊姓有井〕
竹田 正輝君(天九專法) 天王寺區上本町八丁目四〇
平位 信次君(天九專法) 兵庫縣加古川町惠比須町
菅野 寛君(天九專商) 住吉區山阪西ノ町三丁目五
片岡達二郎君(天九專商) 此花區上福島南一ノ二三四
合田 熊平君(天九專商) 神戶市灘區上野通五丁目六
二九
和泉伊之助君(天九專商) 西成區津守町一一一ノ二
三木 孝治君(天九專商) 東成區東桃谷町一丁目九六
高畑彌三郎君(天九專商) 豐能郡豐中町櫻塚一五〇
麻田友三郎君(天九專法) 兵庫縣有馬郡道場村鐵道官
舎
岡野 衛士君(天九專法) 豐能郡豐中町新免三二
新原新太郎君(天九專法) 三島郡吹田町西之庄
木澤 才藏君(天九專法) 旭區中宮町七四七ノ一七
江頭 勝美君(天九專經) 京都府舞鶴町、大阪稅關舞
鶴出張所
〔舊姓木村〕
菱井七五三太郎君(天九專經) 西成區松通一丁目一四
中谷 岩夫君(天九專經) 神戶市灘區畑原通二丁目二
九三
石黒 純君(天九專經) 兵庫縣武庫郡本山村田中
仲村 幸七君(天九專商) 住吉區山阪町二丁目五一
東 守寛君(天九專商) 豐能郡美面村半町五五〇
新 菊三君(天九專商) 港區壽町二丁目三一
源 一郎君(天九專商) 住吉區旭町二丁目一〇〇
高谷 健造君(天九專商) 豐能郡池田町荒木町四七七
住田 吉次君(天九專商) 西宮市越木東川二六一
奥田 珪君(天九專商) 西宮市川添町
藤川 等君(天九專商) 西宮市社家町二五
木村橋太郎君(天九專法) 天王寺區上本町八丁目三九
原口久次郎君(天九專法) 三島郡春日村下穗積
三宅 通夫君(天九專法) 東成區中川町一〇一
〔舊姓西江〕
岡村 數男君(天九專法) 神戶市兵庫區中道通一丁目
三七ノ三九
松浦 一夫君(天九專法) 三島郡吹田町高畑一六〇一
開野 甲子君(天九專法) 東淀川區豐崎東通二ノ五二

浦濱 幸一君(大二三專法)

笠井彌三吉君(大二三專法)

平川 德雄君(大二三專法)

平工 威夫君(大二三專法)

森田恒次郎君(大二三專法)

大川 光三君(大二三專法)

澤田 泰逸君(大二三專法)

上利 一郎君(大二三專法)

澤井 吉雄君(大二三專法)

敷 正晴君(大二三專法)

中井千萬年君(大二三專法)

今福 伊三君(大二三專法)

久田 一榮君(大二三專法)

伊賀 利夫君(大二三專法)

楠山秀太郎君(大二三專法)

岡本 勝治君(大二三專法)

都野守良雄君(大二三專法)

中村 清成君(大二三專法)

稻井 義夫君(大二三專法)

星田 九一君(大二三專法)

西川 七三君(大二三專法)

玉置 久義君(大二三專法)

酒井鶴之助君(大二三專法)

小西 直意君(大二三專法)

二川 敏之君(大二三專法)

住吉區西今川町六ノ四三

神戸市須磨區高倉町

大正區鶴町四丁目一七二

東淀川區木川西之町二丁目八一

西成區粉濱東之町三ノ六二

東成區大今里町七〇三ノ六

住吉區阿部野筋七丁目四七

東區平野町三ノ一五島屋方

旭區新森小路中二丁目四八

奈良市舟橋町二

天王寺區北日東町一六三

泉北郡高石町南一〇一三

港區東田中町四丁目七二

堺市向陽町二〇七

東成區勝山通八丁目四〇

東淀川區中津南通二ノ三七

堺市北向陽町一丁四五

明石市大藏谷小辻

京都市上京區紫野上鳥田町三五

此花區十六町五四

西淀川區佃町一六四

兵庫縣武庫郡精道村芹屋西新田

北區河內町二丁目二〇

西宮市南郷町一八

住吉區駒川町五丁目一七

富田 貞督君(大二三專經)

松本 晃君(大二三專經)

園田 豐君(大二三專經)

山本政之助君(大二三專經)

北川 勝藏君(大二三專商)

木下源三郎君(大二三專商)

河南 義雄君(大二三專商)

田野德右衛門君(大二三專商)

上田 安久君(大二三專商)

倉永 勇君(大二三專法)

西川 元君(大二三專法)

大嘉田良一君(大二三專法)

中新 猛夫君(大二三專法)

酒井 忠雄君(大二三專法)

山本 忠亮君(大二三專法)

武林 鶴夫君(大二三專法)

鷺塚 新君(大二三專法)

島田 伊織君(大二三專法)

田淵 正昭君(大二三專法)

楠田 寅三君(大二三專法)

山田 廣里君(大二三專法)

吉田 竹夫君(大二三專法)

神戸市須磨區稻葉町二丁目

豐能郡豐中町千歲通二丁目

三島郡吹田町濱堂一〇七四

京都市上京區大將軍一條町二七

豐能郡池田町北今在家西六

住吉區北畠西一丁目二五

東淀川區十三西之町一丁目一九四

北區北扇町四七

此花區秀野町三〇

兵庫縣武庫郡精道村打出堀ノ内一九

東淀川區國次町四五五

濱名慶次郎君(大二三專經)

加茂 實君(大二三專商)

千頭 亮一君(大二三專商)

鴨井 辰夫君(大二三專商)

山本春三郎君(大二三專商)

石田 良郎君(大二三專商)

秀島 金治君(大二三專商)

村永 洵君(大二三專法)

山口 健治君(大二三專法)

眞鍋竹治郎君(大二三專法)

野田 彌一君(大二三專法)

吉富 壽君(大二三專法)

田中 久雄君(大二三專法)

吉岡 政光君(大二三專法)

永田 瞭君(大二三專法)

竹中治三郎君(大二三專商)

石川 和夫君(大二三專商)

小堀國太郎君(大二三專法)

浪江 源治君(大二三專法)

田端 準雄君(大二三專法)

永井 勝志君(大二三專法)

日根 幹夫君(大二三專法)

戶川 喜夫君(大二三專法)

住吉區北畠中二丁目六五

西成區新開通三丁目二五

門司市大里東町七丁目

中河內郡布施町菱屋西九五

三島郡吹田町濱田二七六七

大連市明治町七

旭區新森小路北四ノ一

松山市若宮町一〇一

住吉區帝塚山中三丁目二六

豐能郡熊野田村上中尾

德山市上今宿六〇七四ノ五

住吉區阪南町西三丁目五七

神戸市兵庫區中道通六丁目一一六

住吉區住吉町一二〇七

兵庫縣川邊郡伊丹町東町六丁目七四八

住吉區田邊本町八丁目七

阪急沿線雲雀丘

東區兩替町一丁目一七、刷子會館ビル

北區善源寺町八丁目四九

天王寺區東上町六

南區宗右衛門町九

尼崎市宮内町三丁目一八七

西川 專三君(昭二 大經) 住吉區昭和町中四丁目二
 豐田 興一郎君(昭二 大經) 東淀川區豐里菅原町一四七
 芳原 煤一君(昭二 大經) 中河内郡繼手村九一五ノ四
 坂口 敏郎君(昭二 大經) 大連市水仙町四二ノ四
 植田 健君(昭二 大商) 神戸市葦合區上筒井通一丁
 稻繼 助次君(昭二 專法) 丁二七
 小川 豐君(昭二 專法) 神戸市灘區永手町三ノ五九
 小椋 敏藏君(昭二 專法) 住吉區山阪町四丁目四八
 今開 良藏君(昭二 專法) 東成區舍利寺町一二四
 今開 久造君(昭二 專法) 豐能郡箕面村櫻井二番通三
 河端 武夫君(昭二 專法) 丁目
 山本 隆雄君(昭二 專法) 右全
 北村 元次君(昭二 專法) 神戸市兵庫區江川町七三
 竹村 宗良君(昭二 專法) 天王寺區勝山通二丁目四一
 田中 保治君(昭二 專法) 兵庫縣武庫郡精道村芦屋古
 伊東 祐一君(昭二 大商) 新田五八〇
 高橋 文治郎君(昭四 專法) 豐能郡豐中町櫻塚七五二
 高森 滋雄君(昭四 專商) 東成區大今里町一六八
 羽生 忠君(昭六 大商) 京城府孝子町一三一
 津川 鑑一君(昭六 專經) 住吉區我孫子町五三八
 足立 豐治君(昭七 專法) 西成區粉濱本町一丁目一五
 白砂 直樹君(昭八 專一法) 住吉區帝塚山中二丁目四九
 太田 幸次君(昭八 專一商) 旭區生江町四七〇ノ一
 佐藤 與市君(昭八 專一商) 兵庫縣加古郡加古川町木村

館内
 眞子 武晴君(昭八 專國) 此花區玉川町二丁目宮崎方
 奥原 正男君(昭八 專國) 東成區北生野町二丁目六〇
 中野 安臣君(昭八 專國) 住吉區帝塚山中二丁目六九
 小山 三平君(昭八 專國) 岸和田市別所町一二四
 井上 秀男君(昭八 專國) 此花區吉野町二丁目八五
 西村 好道君(昭八 專國) 大和製作所内
 清水 嘉文君(昭九 大經) 山口縣都濃郡久米村大寺寺
 池田 佐太郎君(昭九 專法) 天王寺區勝山通四丁目一六
 三木 峻夫君(昭九 專法) 北區高垣町九六、進藤方
 齋藤 美夫君(昭九 專法) 住吉區北田邊町九四七
 宮崎 重男君(昭九 專商) 三島郡高槻町西五百住二〇
 森田 彦一君(昭一〇 大經) 二ノ一
 高 昌 煥君(昭一〇 大法) 兵庫縣武庫郡芦屋古新田六
 田淵 久君(昭一〇 專一法) 〇一
 治土 一馬君(昭一〇 專法) 新京日出之町一丁目滿洲商
 事ビル七、滿洲炭礦會社内
 朝鮮全南濟州島山池港
 中河内郡布施町森河内六
 七五、佐々木賀幸方
 東淀川區本庄西通四丁目

一、小橋辰之助方
 大野 半君(昭二 大經) 德島市秋田町二丁目
 齋藤 正美君(昭二 專一商) 德島市大道一丁目
 改 姓 名
 舊 新
 (明四四大法) 榎 原 治 郎 榎 原 治 兵衛
 (大二三專經) 中西 政 之 助 山 本 政 之 助
 (大一一四專商) 久 保 辰 雄 高 雄 辰 雄
 逝 去
 松政庄三郎君(明六法) 昭和九年十二月二十五日
 加藤 義親君(明四四專商) 昭和十一年七月十五日
 西山 長君(大八 專商) 昭和十一年八月十六日
 吉川 太三郎君(大八 大經) 昭和十一年九月八日
 西富 義雄君(大一一專經) 昭和十一年六月五日
 河合 四郎君(大一一大經) 昭和十一年七月四日
 中村 末次郎君(大一一五專商) 昭和十一年一月二十八日
 田中 正夫君(昭二 專經) 昭和九年七月十二日
 浦上 肇君(昭九 大法) 昭和十一年九月六日
 村上 芳雄君(昭一〇 專一經) 昭和十一年八月三十一日

昭和十二年用 校 友 會 員 名 簿 刊 行 豫 告
 昭和十二年用校友會員名簿は目下編纂中にて来る十二月上旬發行の豫定であります。住所並に職業等に異動のある方は至急學報局宛御一報下さる。尚名簿は基金參圓拂込まれましたら終身お送りすることになつて居ります。申込數丈けしか印刷致しませんから未だ御申込のなき方は此際至急御申込下さる。



關西 ツープス

籠球部

關西學生籠球秋季リーグ

九月十九日 於甲子園

關大 43 (2716 1917) 36 神高商

九月二十日

神高商 38 (2018 109) 19 關大

九月二十二日

關大 35 (2015 168) 24 神高商

九月二十六日

關大 46 (3313 1316) 29 京都帝大

九月二十七日

關大 32 (1913 1120) 31 京都帝大

野球部

關西六大學秋季リーグ

九月十九日 於西京極球場

關大 (011010030000116
01010000000011

バツテリイ (關大) 岡本一宮川

(關學) 門脇、森脇、森

九月二十四日

關學 (00020001000000000003
10010000010000000000003

十七回 延長試合引分け

バツテリイ (關學) 門脇、越久田、木村

九月二十三日 於堺大濱

關大 10 0 奉天満俱

關大 6 3 門司鐵道局

庭球部

全關西選手権大會 於甲子園コート

九月八日 第三次試合

シングル

倉光 (關大) 6 0 6 2 三栖 (關學)

戎 (OB) 6 1 6 3 奥村 (關大)

ダブルス

倉光 (關大) 6 1 6 0 新谷 (神商)

倉光 (關大) 6 1 6 0 諸戸 (大)

九月九日

シングル 准々決勝

倉光 (關大) 6 1 6 1 清洲 (關學)

倉光 (關大) 6 1 6 1 清洲 (關學)

倉光 (關大) 6 1 6 1 清洲 (關學)

九月十日

シングル 准決勝

倉光 (關大) 6 1 4 5 7 戎 (OB)

九月十一日

シングル 決勝

倉光 (關大) 6 1 2 6 3 龍田 (關學)

倉光 (關大) 6 1 2 6 3 龍田 (關學)

倉光 (關大) 6 1 2 6 3 龍田 (關學)

ラグビー部

九月二十三日 於寺田

關大専門部 3 0 龍谷大學

關大専門部 12 6 京都藥專

九月二十七日 於甲子園南運動場

關學大 10 (100 3) 3 關大

水上競技部

開西學生水上競技大會

九月十三日 於寶塚プール

(五十米) 3. 吉田

(四百米) 4. 上野 6. 山岸

(八百米) 3. 上野 6. 山岸

(二百米) 3. 服部

(二百米背泳) 1. 中西 3. 山田

(二百米リレー) 4. 關大チーム

(二百米平泳) 4. 有井 5. 中村

(一百米) 5. 吉田 6. 内山

(八百米リレー) 2. 關大チーム
成績 (第一部) 第四位 五十點

漕艇部

關大選手権大會

九月五日 於瀬田川

エイト 豫選

鐵橋一登谷間二千米コース
B組 1. 三高 2. 關大艇差 18秒7

陸上競技部

大阪陸上選手権大會

九月二十三日 於大阪市立運動場

(一百米) 1. 川手 2. 小掠

(二百米) 1. 川手

(四百米) 2. 小西

(八百米) 3. 小西

(千五百米) 1. 木下

(高障) 1. 近藤 2. 小掠

(中障) 2. 中牟田 3. 野口

(五千米障) 1. 木下 3. 川田

(四千米障走) 1. 關大チーム

(走高跳) 1. 近藤

(走中跳) 1. 小掠

(棒高跳) 1. 竹内 2. 安井

(三段跳) 1. 近藤 3. 大室

(鐵鏈投) 3. 上村

(五種競技) 1. 加藤

◆卓球部千里山

去る九月五日より一週間學部豫科部員の合宿練習を千里山に於て行ひ九月十二日より三日間學部選手のみを以て岐阜、名古屋地方に遠征す選手並に戦績左の如し

マネージャ 田村光嘉
主將 塚本勝

鈴木正巳、坂田竹雄、清原真一
若林秀和、喜多村重光

戦績

岐阜共同毛織工場 合計7—3 本學
岐阜共同毛糸工場 2—3 本學
名古屋高商 4—1 本學
名古屋昭球會 4—1 本學

第三回學内卓球大會

今度學友會館コート開きの意を以て約三ヶ年間で絶せし學内卓球大會を去る二十五日、二十六日兩日にわたり開催せり参加者六拾名の多數に上り、結局(法二)清水三雄君優勝盃を獲得せり、成績左の如し

準々優勝戦

口村0—3宮尾 ○大野3—1玉井

○福田—棄權上田 ○清水3—0菅

準優勝戦

○清水3—2福田

○大野3—1宮尾

優勝戦

○清水3—2大野

學生

皇陵崇敬會(千里山)

第四次第五回例會

九月二十七日 弘文天皇陵及京都東山南部方面に舉行、午前八時五分大阪驛發京都驛にて安藤君と一緒に、大津驛に下車す。大津にて電車に乗り山上驛に下車弘文天皇長等山前陵に参拜す。それより徒歩にて雨中を三井寺に向ふ。三井寺では金堂に詣つたのみで直ちに引返す。大津驛より京津電車で御陵驛に至る。天智天皇山科陵に参拜の後、花山天文臺を右に見つゝ山道にさしかかる。雨勢はやゝ強くなつた。山頂に近き茶店で食食をとる。食後、六條天皇清閑寺陵、高倉天皇後清閑寺陵に参拜す。この御二方は御同域にまします。次に後白河天皇法住寺陵に参る。やがて今熊野を左にして、後堀河天皇觀音寺陵に参拜後、明格天皇後月輪東山陵及御同域の 孝明天皇女御英照皇太后後月輪東北陵次いで 四條天皇他十九方御同域の月輪陵及、光孝天皇他四方御同域の後月輪陵に参拜す。それより細い道を進んで、崇徳天皇中宮聖子月輪南陵、續いて 仲恭天皇九條陵に参拜す。これにて今日の豫定を了へ、少し下つて東福寺にて記念撮影をした後午後三時半頃解散す。

参加者 端山、奥、安藤、大先の四君

航空研究會

大空に伸び行く
若き鳥人の

力強い後援會生る

現下の世界情勢は空軍の發達と共に民間航空の大躍進を必要とする。今邦家の民間航空を見るに實に寒心に堪えざるもの多々あり、之が進歩發達には眞摯な意氣と熱心に燃ゆる學生航空界の大飛躍に待つもの大なり。

それは賀來會長其の他有力なる人士の提唱に依るものにして、本學航空研究會の擴大強化を圖るものである。

去る九月二十五日午後五時堂ビル清交社に於て、白川明吉氏、朝日新聞社航空部次長新野白三郎氏、陸軍航空本部監督官田中晃中佐、日本航空輸送株式會社大阪支所長石田房雄氏、矢島彪氏、増山忠次氏、原田鹿太郎氏、長谷川長大佐、賀來航空研究會々長、其の他航空界有力者多數相集ひ、賀來會長の挨拶に次ぎ増山氏議長となり會則の協議其の他種々懇談して同十時半頃散會した。

近く發會式會式舉行する筈。

俳句會(一部専門部)

九月十六日 於長柄國分寺

風三

瓶の水青く野分の過ぎにけり
瓶の水しろく野分の夜となりぬ

若

宵き湯にひびく若きを唄に盛り
ランターはほのかに香ふ白き瀨に

陽

高梁の穂波ははるかより來
むし暑きレール枕に苦力寝たり

風

はた／＼をとばせて細き君の眉
山羊姪みひまわり黒か山わびし

夜詩一

單色に散る花火見てある青奔
赤青の花火にしばり語り去る

木

秋風に老ひぼれし蚊の翅ふるふ
赤い蜻蛉と夕日のとまつた白い船

桃

海岸は人が出たなと晝寝する
足裏の砂あつくして雲浮きぬ

湖

海濱の砂丘に伏してヨット見る
小艇の過ぎし波紋にヨオン揺れ

義

流星のはげしく樹々の茂る庭
送られて出づる枝折戸月に濡れ

比呂志

人

村

園

石

葉

機

學報俳壇

【專法一】曾我部和久風
朝の霧辨當箱を腋下に
うすみどり二月の空の鳥の飛ぶ

【專法二】沼田丹山子
ペランダに星の語に父夜涼
廻路の子かけらひ行きぬ山の道

【專法三】中原乃夫巳
年老ひし母の肩打つ夜長かな
燈の下に蟲追ふ夜の小猫かな

【以上諸翁】
東西に病院ありて霧深し

【誌上投稿は従前の通り左記注意あり
たし】

【當季雜詠、送稿表皮に必ず「學報俳
句」と朱記のこと】

【送稿は、大阪東淀川、十三東三
牡丹書房 有田朝冷宛

學報俳句會九月例會

豫告の通り二十四日後六時より天六學
舍階上に開催採録句左の通り

【君夫人道く
神屋數蒼生

光茫淡く星預ちて望し秋の宵
親ひとり娘一人月に濱の家

中塚 素木

枝豆を賣る家煤け街道白し
秋天に疊去來す嶺にひろく

【安井 龍章

月に嗤ふ胸病める友のま白き齒
青柿を弄ぶ牝犬乳房小きし

【岸 風三樓

糸瓜忌の鬚雲こそはるけくも
萩の寺

【電車にて
爽涼の月ぞゆれ／＼吊鞍と

【中座觀劇
飯盛 德秀

照明に月さやかなれど 動かさる
まだ青き晚稻かゞしは立てられず

【有田 朝冷

あらがへる月下のネオン息づけり
電車疾しスパーク月に輝れて光り

【月高く大部のライト今食めり

第四回句會

一、十月二十三日(金)午後六時

一、關天六學舍三階

一、兼題 燈を詠ふ、雜詠(五句)
一、會費 貳拾錢

有田朝冷先生出席
學生、校友諸氏の出席歡迎

關大學報俳壇

編輯餘錄

▽大學祭を目前にひかえて學友會の各部
はとみに緊張、數萬にあまる觀衆に満
足をうるやう懸命で、蓋をあけるが樂
しみである。

大學祭の前哨を承る學術講演會は十
七日午後六時から中之島中央公會堂で
一般大衆に呼びかけられるが講師並に
論題は飯田教授の「古事記に於ける民
族精神の發展」、森川教授の「赤字公債
とインフレーション」、賀來教授の「土
農工商辯」、野村教授の「商事立法に於
ける最近の動向」、いづれもわが學園の
もつ學問的芳醇と高度とを一般に認識
せしめることであらう。

▽本年度高次司法科筆記試験合格者は弊
局の調査によれば本誌第十四頁記載の
如く十六氏である。多年の研鑽が報ひ
られたことで衷心より祝意を表すると
共に口述にもパスされ最後の榮冠を擔
はれんことを祈る。

尚行政科と共に調査洩れの方があ
りますれば御一報下さい。

▽千里山學友會館が開館されて學友會の
統制上連絡上頗る好都合なるべく今後
の學友會の諸事業がますます、伸展す
であらうことに多大の望みを賜する。

▽天六學舍も學内報に報ずる如く舊館三

階の屋上に二教室を増築することにな
り諸設備に留意しつつある。増築の竣
工は來年三月の豫定である。

▽秋氣頓に清涼を加へて、やがてまた待
たれしスポーツシーズンが來た。

今秋目醒ましい抬頭振りを示してゐ
る籠球部の好調が將して那邊にまで躍
進するか、布哇で其の小手調べをして
幸先を祝つた野球部が如何様に堂々と
敵に見みゆるかが期待される、陸上部
もオリンピック派遣選手の歸着を俟つ
て、再び華々しい活躍を見せやう、
ジャバ遠征で不幸にも病を得て歸つた
庭球部の倉光君も今は早、病癒へて諸
開戦に臨んである好漢の奮闘を望む次
第である。

複製許不

昭和十一年六月十五日創刊
昭和十一年十月十五日印刷
大正十一年十月十五日發行
大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
關西大學學報局
編輯人 神屋敷 民藏
發行所 谷口印刷所
大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
關西大學學報局

天六學舍 大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
關西大學學報局

千里山學舍 大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
關西大學學報局

大阪市長官廳長官中道二丁目十二番地
關西大學學報局

校友名簿に就いて

一、校友會員名簿は基金制（一時拂金參圓也）に依つて發行して居ります。昭和十二年用名簿は目下編纂中にて来る十二月月上旬發行の豫定であります。此の際至急御申込下さい。

昭和十一年十月

關西大學學報局

申込書

一金圓也

學報維持費（自昭和
至昭和 年 月 日）
校友會名簿基金

No.

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

本學學報は廣く校友各位に送呈致すは本意でありますが何分豫算の關係もあり、巨費を要しますので維持費制度により頒布致して居ります。維持費は年額壹圓でありますから精々御申込願ひ度、又維持費切れの方は發送封皮に維持費切の印を押して御通知致しますから御拂込下さい。

關西大學學報局

學報申込書

一金圓也

但學報
維持費

ケ年分（自昭和
至昭和 年 月 日）

No.

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先
一、現住所

拂込方法 振替貯金、郵便爲替

（不用の文字を抹消して下さい）

書刊新最堂文甲

關西大學教授 磯部喜一 著

工業組合論

菊判上製
七百五十頁
定價六圓
送料三十錢

内外ともに多難な事情の雲集から經濟統制の強化を免れ得ないのが、近時のわが國の狀態である。いま吾々の注意を工業經濟に限るならば、中小工業の地位は特に重視されねばならず、彼等の互助運動としての工業組合の發展は閑却さるべくもない。この秋に當り、工業組合の本質を探り、その機能を鮮明し、その將來を打診する權威書をもたぬことは、痛恨事である。本書はこの缺を補はんとする翹望の好著である。既に企業結合論研究に令名高き磯部教授が年來の研鑽を、直接には昭和六、七年並びに九、十年に於ける再度既存數百の工業組合當事者を煩して蒐集せる實情報告、事業報告書、定款、組合便覽等の諸資料を経とし、大正十四年制度創設以來の各種の新聞雜誌の論文記事、さては組合關係者の實驗談を緯とし、わが國工業經濟の見地より集成された一大金字塔である。組合關係者はもとより、統制經濟の前途に關心を寄する學者、官吏、學生、實業家の當に必讀の書である。(十月末發賣)

東京商大教授 中山伊知郎 著

厚生經濟學

二四六判
二〇〇頁
送料・〇・八〇

大阪商大教授 田崎仁義 著

皇道・王道・霸道・民道

五菊一
一頁判
送料・〇・三五

大阪商大教授 堀 經夫 著

經濟學の根本問題

二四六判
二〇九頁
送料・〇・八〇

大阪商大教授 武田鼎一 著

新景氣觀測論

二四六判
二三八頁
送料・〇・八〇

堂文甲

一十ノ一町錦區田神市京東
番二一八三七京東替振

通中柄長區川淀東市阪大
番〇二五二六阪大替振